

特記仕様書

業務名：野外活動センター旧第2センター（仮称）管理棟新設工事に伴う地質調査業務

業務場所：奈良市都祁吐山町 地内（野外活動センター旧第2センター敷地内）

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 業務内容

機械ボーリング 2カ所（各N値15以上を3m以上（掘削想定6m））

原位置試験 標準貫入試験による

解析調査 室内土質試験（土粒子の密度試験、各土質の粒度試験、土の液性限界試験、土の塑性限界試験、土の三軸圧縮試験を含むものとする）

調査にかかる準備 調査業務のため必要な枝払い等

第3条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、次の3回を基本とする。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ時（1回）
- ③ 成果品納入時

第4条 土地への立ち入り等

- (1) 調査実施にあたり、民有地への立入、植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用の必要が生じた場合は、事前に監督職員及び土地所有者と十分な協議を行うこと。また、これに伴い生じた損失は請負者の負担とする。
- (2) 調査に当たっては実施時間帯を施設管理者と十分に調整の上実施すること。

第5条 業務上の留意事項

- (1) 本業務の結果は別に実施中の「野外活動センター旧第2センター（仮称）管理棟新設工事基本・実施設計業務」に使用する。（想定建物：木造平屋建 約120㎡）
- (2) 上記（1）に伴い、調査詳細場所は業務着手時の打合せによるものとする。
- (3) 本業務を履行するにあたり、周辺の地下埋設物等を調査し、各構造物の施工等に影響がないように検討するものとする。なお、その検討に際しては調査職員と協議又は指示を受けて行うこと。
- (4) 成果物納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。